

解雇無効時の金銭救済制度に係る主な法技術的論点シート（11月30日版）

～透明かつ公正な労働紛争解決システム等のあり方に関する検討会報告書を踏まえ～

参考資料3

本制度については、「無効な解雇がなされた場合に、労働者の請求によって使用者が労働契約解消金を支払い、それによって労働契約が終了する仕組み」を念頭に検討。

【法技術的論点を議論する際の基本的視点】

解雇無効時における紛争解決に際し、①労働者保護の観点から、紛争解決に係る労働者の選択肢を増やすこと、②迅速な紛争解決に向け一回的解決（裁判上の争いになった場合に基本的に一回の裁判で解決）が可能な仕組みとして制度設計すること。

【対象となる解雇】

全ての
解雇・雇止め
(解雇権濫用、有期労
働契約期間中の解
雇、有期労働契約に
係る雇止め、禁止・差
別的解雇)

or

一定の解雇※を 対象から除く

※一定の解雇の例
・労組法7条の組合
員を理由とする解雇
・男女雇用機会均等
法の差別的解雇 等

① 差別的解雇等を
対象から除いたとし
ても、使用者及び
解消金請求を行いたい労働者は普通
解雇だと主張する
ことが想定され、対
象から除く実益が
ないのではないか。

【権利発生要件】

考えられる要件として、

- (1) 解雇がなされていること
- (2) 解雇が無効であること
- (3) 労働契約解消金の請求
(労働者による権利行使の
意思表示)

<意思表示の方法の例>
・特段の限定なし
・裁判外で一定の書面での行使
・訴えの提起 + 労働審判の申立て
・訴えの提起

※ 請求後の撤回を認めるか、権利関係
の安定性の観点から認めないか。
※ 請求権の法的性質は形成権か請求
権か。形成権の場合、権利発生要
件は(1)(2)のみ、(3)の意思表示
により債権債務関係が発生。

② 意思表示の方法として、裁判外での
行使がされた場合、労使の自主的な
合意による解決はどうになされる
と考えられるか。また、意思表示の方法を
訴えの提起又は労働審判の申立てに
限定した場合には、権利行使の方法
が制限されるが、その必要性・相当性
はあるか。

③ いつたん請求（権利行使）をした労
働者が、請求を撤回することを認めるべ
きか。請求権の法的性質を形成権と
考える場合にはどうか。意思表示の方
法との関連性についてどのように考
えるか。

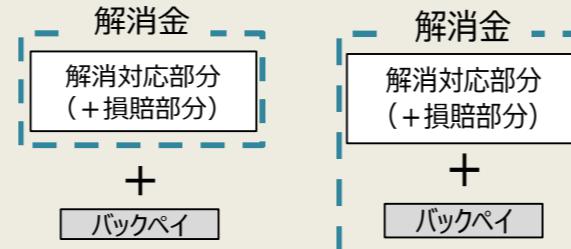
【参考】

- ・訴えの取下げ
→ 判決確定時まで可能。相手方が
本案について準備書面を提出した
後等は、相手方の同意が必要。
(民訴法261条)
- ・労働審判手続の申立ての取下げ
→ 労働審判確定時まで可能（労働
審判法24条の2）。
- ・裁判外で一定の書面による請求
→ 実体法上、請求の撤回を可能とす
る規定を置くことが考えられる。

【解消金の性質等】※その支払によって労働契約が終了

- (1) 考えられる解消金の構成要素として、
① 職場復帰せずに労働契約を終了させる代わり受け
取る「解消対応部分」
(慰謝料的な損害賠償的部分を含む。)
② バックペイ（未払い賃金債権）
※ 民法536条2項に基づき発生する債権を、解
消金に含むか。

A案



B案

- (2) バックペイの発生期間
=就労の意思がなくなったと認められる時期まで
① 解雇から金銭請求時まで
② 解雇から金銭支払い時まで
- (3) 他の訴訟との関係
解消金請求訴訟と他の訴訟（地位確認請求訴
訟、解雇を不法行為とする損害賠償請求訴訟等）
は、訴訟物が異なると整理できるか。

④ 解消金の定義をどのように考 えるか。

⑤ 解消対応部分に慰謝料的な損害賠償的部分を含
めることについてどのように考
えるか。

⑥ 解消金にバックペイを含めることについてどのように考
えるか。

⑦ 実体法上、バックペイの発生期間についてどうに
考
えるか。また、1回の訴訟手続において請求が認め
られる範囲をどうに考
えるか。

⑧ 解消金請求と他の解雇に関する訴訟における訴訟
物が異なると整理できる場合、それらの併合提起や、
別訴提起も可能となるが、訴訟が錯綜する懸念にどう
対応するか。また、例えば地位確認請求訴訟の途中
で解消金請求への訴えの変更は可能か。

【解消金の算定】（=金銭的予見可能性）

解消対応部分については、解消金の性質を踏ま
え、一定の考慮要素を含め、具体的な金銭水準の基
準（上限、下限等）を設定することを検討。

- (1) 金銭水準の基準の設定方法
(例) 上限、下限、算定根拠の明示 等
(2) 一定の考慮要素
(例) 年齢、勤続年数、解雇の不当性の程
度、精神的損害、再就職に要する期間 等
(3) 労使合意等の扱い
法律等で考慮要素等を定めた場合でも、
企業の実情等に応じた柔軟な対応を可能と
するために、労使合意等によって別段の定めを
することを認めるか。認める場合に、当該労使
合意等の範囲、金銭水準の基準との関係をど
のように考
えるか。

⑨ 金銭水準の基準の設定について、例えば上限、
下限、算定根拠の明示が考えられるが、それ
ぞれのメリット・デメリットについてどのように考
えるか。

- ⑩ バックペイに限度額を設定するか。
→ バックペイに限度額を設定する場合には、民法
536条2項の未払賃金債権の発生に関するル
ールを修正することとなるが、合理的説明が可
能か。
また、解消金にバックペイを含めて解消金全體
に上限を課した場合、解消金の一部としてのバ
ックペイには上限がかかるが、それを超過する部分に
ついては別途バックペイ請求訴訟を提起される可
能性があることをどのように考
えるか。

⑪ ④の解消金の定義を踏まると、一定の考慮要
素として何が考えられるか。諸外国の制度で参考と
なる要素がないか。

⑫ 金銭水準の基準について、企業の実情に応じた
柔軟な対応を可能とする方法として事前の労使合
意により別段の定めを可能とすることが考えられる
が、そのメリット・デメリットをどのように考
えるか。また、和解等を行う場合に、基準を下回る合意を行うこと
について、どう考
えるか。

【権利行使の期間】

（=時間的予見可能性）

解消金請求権の消滅時効に
ついては、
・労働者の権利保護を図り、
・迅速な紛争解決に資する観
点から検討。

⑯ 具体的な消滅時効期間
についてどのように考
えるか。

【参考】

裁判原因発生から訴えの提
起までの期間 平均 1.6 年

※ 1年以下 32.4%
1~2年 32.2%
2~3年 20.7%

(2016年「民事訴訟利用
者調査」(民事訴訟制度
研究会編)

あっせん・労働審判・和解の
制度利用期間 (参考資料
2の60、61ページ参照)